

蒲郡市シティドレッシング事業実施委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領
蒲郡市シティドレッシング事業実施委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

「魅力ある観光まちづくり」をメインテーマに、「市民・観光客の交流」などをキーワードにシティドレッシングする。

この事業では蒲郡市民はもとより、蒲郡を訪れた方が夜間に街を散策したくなるようにライトアップを行い、地域の新たな魅力を創出することを目的とする。

第2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市シティドレッシング事業実施委託業務

2 業務内容

業務の概要は下記の通り。ただし、業務を限定するものではなく、プロポーザル実施によって契約を締結した事業者が企画提案した内容も踏まえ、協議の上決定する。

(1) シティドレッシングデザインの企画、機材の設置及び撤去

- ・当市の観光交流立市宣言(別紙1)を十分に理解し、最大限に特長を生かした提案助言、具体化ができる手法及び体制を有すること。
- ・必要に応じて資材を購入し、訪れた方に蒲郡市の魅力が伝わるような装飾にすること。なお、資材の所有者は、蒲郡市産業振興部観光まちづくり課となる。
- ・デザインについては、デザイン会社等への再委託は可能とする。その場合は再委託をする会社概要を提案書に記載すること。
- ・撤去後に、全ての機器の点灯確認を行い、部材、在庫数等を書面で報告すること。また、使用不可となった機器は処分し、使用可能分については所定の場所に保管すること。

※撤去後は、資材在庫表を作成し、それぞれの資材の仕様や保管場所についてまとめる。

※点灯時期での電気使用料を確認及び支払いを実施するため、メーターの設置が必要。

(2) 機器保守点検

- ・設置、点灯、撤去期間中は定期点検を行い、不点灯や漏電のトラブル等が発生した場合には、すみやかに観光まちづくり課に報告し、迅速にその対応を行うこと。

(3) 点灯式の操作

- ・点灯式を実施すると決定した場合は、当日の操作や演出を行うこと。

(4) その他

- ・本委託業務の一部(電気工事・デザイン等)を再委託する場合は、提案書に委託先の会社及び担当者の情報を記載する。(ただし、業務全般の再委託は認めない。)

・当市及び関連団体とともに詳細な打合せを実施し、事業を推進すること。ライトアップに関する先進事例や知見について、十分な調査を行ない、情報提供を行なうこと。

3 業務期間

委託契約期間：契約日から令和6年3月31日まで

4 契約上限金額

金4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 担当部局

〒443-8601 蒲郡市旭町17-1

蒲郡市産業振興部観光まちづくり課

電話 0533-66-1120

ファックス 0533-66-1188

電子メール kanko@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、電気工事又はデザインの入札参加資格について登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うものとする。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 令和元年度以降に、元請け、下請けを問わず、国又は地方公共団体が発注するシティドレッシング、イルミネーション、ライトアップに関する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

- (2) 提出期限
令和5年9月29日（金）午後5時必着
- (3) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- (4) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）又はメールとする。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

- (1) 質問の受付場所
第3 担当部局と同じ。
- (2) 質問の受付期間
令和5年9月28日（木）まで
- (3) 質問方法
文書にて行い、第3 担当部局に記載のファックスまたはメールとします。
- (4) 回答の確認方法
担当部局より随時メールまたはファックスで送付する。

3 参加資格の確認等

- (1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請
第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年10月3日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。
 - ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨
 - イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間
令和5年10月12日（木）までの休日を除く午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所
第3 担当部局と同じ。
 - ウ 提出方法
持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。）
- (2) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年10月13日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案書の作成に当たっては、次の事項について提案すること。

(1) 西浦温泉地区のシティドレッシングについて

西浦温泉周辺を基本の会場として（別紙2参照）、投光器を用いたテーマに沿った事業の実施方針、デザインコンセプト、使用予定器具の種類及びその数、会場のイメージ図について説明すること。

2 作成上の注意事項

(1) 原則A4版、縦置き、横書き（左綴じ）として作成すること。ただし、図表等表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きにすることは差し支えない。

(2) 提案書は1者1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由など提案趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。

参加表明書	様式1
会社概要	任意様式 ・パンフレットでも可
業務実績	任意様式 ・実績一覧
業務実施体制	任意様式 ・本業務の責任者及び各業務の連絡窓口を明確に記載のこと
提案書	任意様式 ・審査項目について必ず提案を行うこと
見積書	任意様式 ・A4版1枚程度 ・見積金額は予算の範囲内とし、積算内訳（資材費は場所ごとにわかるよう）を明記すること ・所在地、会社名、代表者名を記載し、宛名は「蒲郡市長」とすること

※ 指定の様式は蒲郡市公式ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/>

4 提出方法等

(1) 提出期限

令和5年10月13日（金）午後5時必着

- (2) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- (3) 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）又はメールとする。

5 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

6 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

- (1) 質問の受付場所
第3 担当部局と同じ。
- (2) 質問の受付期間
令和5年10月12日（木）まで
- (3) 質問方法
担当部局に電話連絡の上、質問書（様式2）をファックス又は電子メールにより提出すること。
- (4) 回答
随時提案者にファックス又は電子メールにより回答する。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市シティドレッシング実施委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者の持ち時間は説明15分、質疑5分の計20分とする。

イ プレゼンテーションは対面もしくはオンラインのいずれかで実施する。

ウ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。プレゼンテーションに必要な機材等は事前に蒲郡市と協議すること。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとし、管理責任者は必ず出席すること。

オ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日

令和5年10月16日(月)から令和5年10月17日(火)までの指定する日

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

別紙のとおり

4 受託候補者の特定方法

選定委員会において、3の審査及び評価により、各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い者を、選定委員会の合議の上、受託候補者として特定する。

ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会の合議により受託候補者を特定する。

選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

審査会が行われた日から翌日に文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問等は受け付けない。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結した時は、次の事項を公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者と協議

が整わない場合、次点受託候補者と協議を行うこともある。

第10 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
参加表明書の提出	令和5年9月29日（金）午後5時
参加資格要件確認結果通知 及び提案書提出要請	令和5年10月3日（火）まで
提案書の提出	令和5年10月13日（金）午後5時
プレゼンテーション等	令和5年10月16日（月）から令和5 年10月17日（火）までの指定する日
提案書審査結果の通知	令和5年10月17日（火）